

チャイルドシートアセスメント試験対象機種の選定方法について（案） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">チャイルドシートアセスメント試験対象機種の選定方法について <u>(案)</u></p> <p>対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行う。</p> <p>1. 試験対象機種 国が定める安全基準及び欧米の基準に適合した乳児用及び幼児用の製品（汎用または準汎用カテゴリーのものに限る。）とする。</p> <p>2. 試験対象機種の選定 チャイルドシート製作者等の <u>4月1日から9月末</u>までの出荷台数調査を基に、以下の方法で補正した年間出荷台数 1,000 台以上の製品を基本に、前面衝突試験数（12 試験程度）を上限とし、これを考慮して年間出荷台数の上位のものから選定する。</p> <p>(1) 出荷台数調査による実績をベースに 1 年間の出荷台数に補正する。</p> <p>(2) ニューモデルについては、販売後から <u>9月末</u>までの出荷台数調査による実績を 1 年間の出荷台数に補正する。</p> <p>(3) 最近モデルチェンジしたものは、双方を対象とする。</p> <p>① モデルチェンジ前の製品は、<u>4月1日</u>からモデルチェンジまでの出荷台数調査の実績を 1 年間の出荷台数に補正する。</p> <p>② モデルチェンジ後の製品は、販売後から <u>9月末</u>までの出荷台数調査による実績を 1 年間の出荷台数に補正する。</p> <p>3. 試験対象機種からの除外 選定された機種であっても、以下に該当するものは試験対象機種から除外するものとする。</p> <p>(1) これまでにアセスメントを実施した製品</p> <p>(2) <u>10月末</u>時点で市場にて購入できない製品</p> <p>(3) 1 メーカーあたり 3 機種を上限に選定</p> <p>4. 2. の規程に関わらず、チャイルドシート製作者等から申し出があった機種や検討の結果、特に必要と認められた機種は選定する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>平成 27 年度</u>チャイルドシートアセスメント試験対象機種の選定方法について</p> <p>対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行う。</p> <p>1. 試験対象機種 国が定める安全基準及び欧米の基準に適合した乳児用及び幼児用の製品（汎用または準汎用カテゴリーのものに限る。）とする。</p> <p>2. 試験対象機種の選定 チャイルドシート製作者等の <u>平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月末</u>までの出荷台数調査を基に、以下の方法で補正した年間出荷台数 1,000 台以上の製品を基本に、前面衝突試験数（12 試験程度）を上限とし、これを考慮して年間出荷台数の上位のものから選定する。</p> <p>(1) 出荷台数調査による実績をベースに 1 年間の出荷台数に補正する。</p> <p>(2) ニューモデルについては、販売後から <u>平成 27 年 9 月末</u>までの出荷台数調査による実績を 1 年間の出荷台数に補正する。</p> <p>(3) 最近モデルチェンジしたものは、双方を対象とする。</p> <p>① モデルチェンジ前の製品は、<u>平成 27 年 4 月 1 日</u>からモデルチェンジまでの出荷台数調査の実績を 1 年間の出荷台数に補正する。</p> <p>② モデルチェンジ後の製品は、販売後から <u>平成 27 年 9 月末</u>までの出荷台数調査による実績を 1 年間の出荷台数に補正する。</p> <p>3. 試験対象機種からの除外 選定された機種であっても、以下に該当するものは試験対象機種から除外するものとする。</p> <p>(1) これまでにアセスメントを実施した製品</p> <p>(2) <u>平成 27 年 10 月末</u>時点で市場にて購入できない製品</p> <p>(3) 1 メーカーあたり 3 機種を上限に選定</p> <p>4. 2. の規程に関わらず、チャイルドシート製作者等から申し出があった機種や検討の結果、特に必要と認められた機種は選定する。</p>